

議案第 13 号

高幡広域市町村圏事務組合規約の変更について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 286 条第 1 項の規定に基づき、高幡広域市町村圏事務組合規約を次のとおり変更することについて、同法第 290 条の規定に基づき、議決を求める。

平成 25 年 3 月 6 日提出

四万十町長 高瀬 満伸

高幡広域市町村圏事務組合規約の一部を変更する規約

高幡広域市町村圏事務組合規約（平成 3 年高知県指令地第 352 号）の一部を次のように変更する。

第 3 条表中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

附 則

この規約は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。